

用語集（五十音順）

あ行	
あきやばんく 空き家バンク	地方公共団体等が Web サイト等を活用して空き家情報を提供する制度をいう。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。
いっばんどうろ 一般道路	道路法第 2 条第 1 項に定める道路をいう。農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。
えこつーりずむ エコツーリズム	「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。」と定義され、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みをいう。
えころじかえるねっとわーく エコロジカル・ネットワーク	明確な定義はないが、おおむね野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉である。
えぬびーおー NPO	Non Profit Organization の略で、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。民間非営利団体。
えんがんいき 沿岸域	海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲。
おおがたしょうぎょうしせつ 大型商業施設	ショッピングセンター、ロードサイドショップ等の大規模小売店舗、パチンコ店等大規模な遊戯場等をいう。
おんしつこうかがす 温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類が対象となっている。

か行	
かいはつこうい 開発行為	主として、(1)建築物の建築、(2)第 1 種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3)第 2 種特定工作物（ゴルフコース、1 ha 以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
かんきょうえいきょうひょうか 環境影響評価	事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査・予測・評価を行うとともに、その事業に係る環境保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

か行	
かんきょうふか 環境負荷	環境に与えるマイナスの影響を指すが、特に、環境基本法では、同法第2条第1項において、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定められている。
きじゅんねんじ 基準年次	計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時においてさまざまな実績値を網羅的に把握できる直近の年次をいう。
ぐりーんつーりずむ グリーンツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。
げんさい 減災	災害時において発生し得る被害を最小限化するための取組み。「防災」が被害を出さないことを目指す総合的な取組みであるのに対して、「減災」はあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。
げんせいてきなしぜん 原生的な自然	人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。
けんぜんなみずじゅんかん 健全な水循環	水循環基本法における人の活動および環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。
げんや 原野	一般的には、人の手がかえられずに長年雑草や灌木類が生えたままの状態 で放置されている土地。 国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の 草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の土地をい う。
こういきせい 行為規制	法令等により、可能な行為が厳しく制限されている規制。 具体的には、自然公園法による国立公園や国定公園における特別保護地区 での行為規制（許可制）や森林生態系保護地域における規制（保護地域に おいては研究等のほかは手を加えていない）等。
こうえんりよくち 公園緑地	公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、 都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都 市生活を確保するための土地。
こうぎょうようち 工業用地	一般には、工業生産を行うための土地。 国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以上の事 業所の敷地としている。
こうさくほうきち 耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この 数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。
こうじょうりよくち 工場緑地	工場立地法において、生活環境との調和及び公害の発生抑制を目的とし て、一定規模以上の工場に設置が義務づけられている緑地。
こうどりよう 高度利用	道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物又は容積率（建築 敷地面積に対する延べ床面積に対する割合）の高い建築物を建築すること により、土地をより高度に利用すること。

か行	
こうようこうきょうようしせつ 公用・公共用施設	文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署など公のために設けられた施設。
こくどちょうさ 国土調査	国土調査法に基づく調査をいう。本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。
こくどりようけいかくほう 国土利用計画法	国土利用計画は、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とし、国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行い、この基本理念に即して策定される。 全国の区域について定める全国計画、都道府県の区域について定める都道府県計画、市町村の区域について定める市町村計画の3段階により構成されている。
こんぱくとなまち コンパクトなまち	現在ある市街地の土地を有効に利用しながら、人口規模にあった都市施設を効率よく整備・集積した市街地。

さ行	
さいがい 災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、濁水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象や大規模な火事、爆発、放射性物資の大量放出、船舶の沈没等の事故を原因として生ずる被害。このうち、暴風、豪雨等の異常な自然現象により生じる被害を「自然災害」という。
さいせいかのうえねるぎー 再生可能エネルギー	限りがあるエネルギー資源である石油・石炭などの化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。
しがいち 市街地	家屋、商業施設や商店・商店街が密集した土地、区域をいう。 都市計画関係では、都市計画法でいう既成市街地の意味で用いることがあるので注意を要する。
しぜんかんきょう 自然環境	日光、大気、水、土、生物等によって構成され微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。
しぜんてきとちりよう 自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜等の土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。
しど 市土	市の区域内における土地、水、自然等の資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。
しどしげん 市土資源	土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材である。
しどほぜん 市土保全	急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による浸食、堆積、海岸浸食、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。

さ行	
しどりよう 市土利用	土地、水、自然という側面からみて、市土を利用すること。土地利用に比較して、市土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。
しみんのうえん 市民農園	サラリーマンなど、農業者以外の人々が小区画の農地を利用して野菜や花を育てる農園。
じゅうたくすとつく 住宅ストック	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される住宅全体をいう。
じゅうたくち 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積である住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。
しゅうらくえいのう 集落営農	集落営農とは、集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。
じゅんかんがたしゃかい 循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、再利用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環することで、環境負荷をできる限り低減する社会。
しょうやのしょうざいはあくがむずかしいとち 所有者の所在の把握が難しい土地	不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない土地をいう。具体的には、所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていないなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人）の特定を直に行うことが難しい土地や登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地など様々なケースを含む。
じんこう 人口	当該地域に存在する人の数で、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）を指す。例えば国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に3か月以上にわたって居住しているか、又は3か月以上住むことになっている人口をいう。通勤・通学等によって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。
じんこうしゅうちゅうちく 人口集中地区【DID】	国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境界内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1km ² 当たり約4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域。
しんすいくうかん 親水空間	地域住民が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したもの。
しんすもとしそうごうけいかく 新洲本市総合計画	本市のまちづくりにおける行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、新しい市政運営の目標とその実現方法を明確にし、計画的なまちづくりを進めるための指針である。 平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とした「洲本市総合基本計画」に引き続き、「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」を将来都市像として2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間を計画期間として策定された。

さ行	
しんりゃくてきがいらいしゅ 侵略的外来種	外来種とは、もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指し、特に地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを侵略的外来種という。
しんりん 森林	一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、国土利用画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。 なお、現在木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団の生育に供される土地（例えば植林前の伐採跡地）は森林に含まれる一方、農地や宅地等にある樹林地は森林に含まれない。
しんりんしげん 森林資源	資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味をこめた用語である。
すいけい 水系	地表の水の流れの系統。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河等も含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう
すいげんのかんよう 水源のかん養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されることをいう。
すいしつじょうかさよう 水質浄化作用	自浄化作用とも呼ばれる、汚染が自然の力で浄化される働きで、自然はそれぞれ固有の浄化能力を有している。主に、希釈、吸着、沈殿、分解などの物理的、化学的、生物的作用による。
すいめんかせんすいろ 水面・河川・水路	一般的には、陸域において通年水面のみられる部分であるが、国土利用計画では、水面は湖沼（天然湖沼及び人造湖）とため池の満水時の水域部分、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用排水路としている。
せいかつかんきょう 生活環境	日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活を取り巻く環境をいう。
せいたいけい 生態系	生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系としてとらえたもの。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念をいう。
せいたいけいねっとわーく 生態系ネットワーク	保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川及び海とそれらの中に分布する湿原・干潟・藻場等が有機的に繋がっている状態をいう。これらを形成することが自然の保全・再生を図るための手法の一つとなっている。
せいぶつたようせい 生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのことをいう。3,000万種ともいわれる多様な生物一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きているとする考え方。
せたい 世帯	住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設等の世帯に区分される。

さ行	
せんたくとしゅうちゅう 選択と集中	競争力のある事業を「選択」し、経営資源をこの選択した事業に「集中」という経営手法、あるいは経営理論。 都市計画では、厳しい財政状況の下、計画期間内に社会資本整備の重点目標を達成するために、一定の基準に基づいた効果的かつ効率的に実施すべき事業に、政策資源を重点的に投入することをいう。
そのた その他(市土の利用区分における「その他」)	その他には、農用地、森林、宅地等の各利用区分に属さないものが該当し、地目「その他」の面積は、町土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の面積を差し引いて求める。 したがって、その内訳は、完全に把握されている訳ではないが、ある程度推計が可能なものとしては、学校教育施設用地、公園・緑地等、交通施設用地、環境衛生施設用地、防衛施設用地、ゴルフ場等のレクリエーション用地、耕作放棄地、海浜等がある。 このほか、転換途上の用地(分譲中工業用地、未着工の住宅用地等)や定義上の把握漏れ(認定外道路、普通河川、10ha未満の天然湖沼等)、その他(廃棄物の最終処分場、センサス調査対象外の耕作放棄地、荒地等)等、統計等でそれぞれの面積が十分に把握されないものも含んでいる。
そのたのたくち その他の宅地	国土利用計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない土地をいう。事務所、店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地等がこれに含まれる。

た行	
たくち 宅地	一般的には住宅地の意味で用いられることもあるが、国土利用計画における宅地とは、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地をいう。したがって、住宅地以外に、工業用地、事務所、店舗用地等が含まれる。
ためんてききのう 多面的機能	農業生産活動を通じて発揮される多面的機能とは、土地の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の保全・育成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。 森林の有する多面的機能とは、土地の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能。
ちいきざい 地域材	一定の地域内(必ずしも同一県内に限らない)において生産、加工、流通される木材のことをいう。
ちいきさんぎょう 地域産業	その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な係わりを有する産業をいう。
ちいきしげん 地域資源	土地、水、自然等の国土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたものをいう。

た行	
ちいきせいびせさく 地域整備施策	地域の生活条件、生産条件及び自然環境等を整備し、総合的な居住環境の向上を図るために行われる施策。
ちくけいかく 地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けてまちづくりを進めていく手法。
ちすいしせつ 治水施設	洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設等をいう。
ちせきせいび 地籍整備	主に市町村が実施する地籍調査等により、土地の区画（一筆）毎の境界、面積等を明確にすることをいう。
ちせきちょうさ 地籍調査	地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことで、各個人には固有の「戸籍」という情報があり、様々な行政場面で活用されているのと同様に、土地についても「地籍」の情報が行政の様々な場面で活用されている。
ちもく 地目	田や畑、宅地など、土地の種別を示す分類のこと。
ちようじゅみょうか 長寿命化	将来にわたって必要な施設・インフラの機能を発揮し続けるための取り組み。
ていみりょうち 低未利用地	土地利用がなされていないもの又は個々の土地の立地条件に対して必ずしも有効な土地利用がなされていないものをいう。具体的には、住宅、工業跡地等の空き地や耕作放棄地が挙げられる。
とし 都市	人々が密集して生活、生産活動を展開している地域。国土利用計画では、おおむね市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域をいう。
としか 都市化	人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくことをいう。都市人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多い。
としけいかく 都市計画	健康で文化的な生活をおくることを目的として都市を計画し、建設すること。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第2章の規定に従い定められたもの。
としてきとちりょう 都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。
とちじゅよう 土地需要	土地を利用することに対する需要をいう。資産として保有することに対する需要が加わることもある。

な行	
ないすいはんらん 内水氾濫	都市に降った雨が河川等に排水できずに発生する浸水をいう。
なんかいとらふきょだいじしん 南海トラフ巨大地震	日本列島の太平洋沖、南海トラフおよびその周辺の地域における近くの境界を震源とする大規模な地震をいう。
にじてきしぜん 二次的自然	人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然。農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。
にちいききょじゅう 二地域居住	都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの1つ。
にんていのうぎょうしゃ 認定農業者	認定農業者制度は、自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が、いわば「農業経営のスペシャリスト」をめざす計画である「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市町村が認定する制度である。
のうぎょうせいさんきばん 農業生産基盤	農業生産に必要な農地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。
のうち 農地	広義には農業に用いる土地全般を指すが、国土利用計画では農地法第2条第1項の農地、すなわち耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、作物統計において「田」及び「畑」とされているものをいう。
のうちちゅうかんかんりきこう 農地中間管理機構	担い手への農地の集積・集約化を進めるため、都道府県毎に整備された公的な農地の中間的受皿となる組織をいう。地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手毎に農地を集約化する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け等を行う。
のうちのしゅうせきしゅうやく 農地の集積・集約	農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等によりの農地を担い手に集め経営耕地面積を拡大すること（集積）、さらに、担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめ面的集積を進めること（集約）をいう。
のうどう 農道	農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。 国土利用計画では、ほ場内農道及びほ場外農道で「市町村道路台帳」に記載された農道をいう。
のうりんぎょうてきとちりょう 農林業的土地利用	主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用することをいい、農地、採草放牧地、森林(自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。)、農道、林道等がこれに当たる。

は行	
ばいおます バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。 主な活用方法として、飼肥料やアルコール発酵・メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがある。

は行	
はぎーどまっぷ ハザードマップ	自然災害を予測し、その発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に示したもの。
ばりあふりー バリアフリー	高齢者や障害者の日常生活に妨げとなる障害（バリア）を取り除くことをいう。段差の解消など、物理的障害の除去ばかりでなく、社会的・制度的・心理的障壁の除去も含めていう。
ひーとあいらんどげんしょう ヒートアイランド現象	ヒートアイランド（heat island＝熱の島）現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。
ぶるーつーりずむ ブルーツーリズム	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
ほあんりん 保安林	水源のかん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。
ぼうさいきょてん 防災拠点	災害時に災害対策活動の拠点になる施設や場所のこと。国レベルの施設である広域防災基地から自主防災組織のための防災センター等まで、対象とする範囲により様々な形態がある。
ほじょう ほ場	水田や畑地、樹園地、牧草地のことで農地全般を指す。

ま行	
みずいんふら 水インフラ	貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可能とする施設全体を指すものであり、河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等をいう。
みずかんきょう 水環境	水を中心にとらえた環境をいう。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとしてとらえている。
みずじゅんかん 水循環	太陽エネルギーによって海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至るといのように、地球上の水が絶えず循環していることをいう。
みずべくうかん 水辺空間	川辺、湖畔、海岸など水際の空間をいう。
みっしんぐりんく ミッシングリンク	主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等のうち未整備の部分をいう。
もくひょうねんじ 目標年次	計画の最終目標を設定した年次をいう。

や行	
やせいちょうじゅうによるひがい 野生鳥獣による被害	野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害をいう。
ゆうこうりよう 有効利用	これまで利用されていなかった土地を何らかの用に供されるよう利用転換することや、同じ土地利用を続けながら、その利用の効率化を図ることをいう。 この場合、所有と利用の調整を図ることも重要である。
ゆうりょうのうち 優良農地	土地生産力が高く、かつ、少なくとも数 10ha 以上の規模で集団化していて労働生産性の向上に期待がもてる農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。
ゆにばーさるでざいん ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が使いやすいうように、あらかじめ配慮を行うとともに、常により良いものに改良していこうという考え方をいう。
よううちいき 用途地域	都市計画区域内の一定の区域について、住居・商業・工業系の 12 種類の地域に分け、その用途に応じて建築物を規制することにより、生活環境の保護、商工業の利便性を高めるなど、土地の適正な利用を図ることを目的とした制度をいう。

ら行	
らいふらいん ライフライン	電気、ガス、上下水道、交通、通信といった施設をいう。
りすく リスク	ある行動や事象に関する危険性のことをいう。
りゅういき 流域	集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲をいう。
りよくち 緑地	樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。
りんどう 林道	林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。 国土利用計画では、国有林道及び民有林道のうち、林道規定（林野庁長官通達）第 4 条の自動車道をいう。
れくりえーしょんしせつ レクリエーション施設	公園や遊歩道、体育館・プール等のスポーツ施設、野外活動施設、宿泊・休養施設などをいう。
ろくじさんぎょうか 6 次産業化	農業や水産業（第 1 次産業）がその農水産物を使って食品等に加工し（第 2 次産業）、流通販売（第 3 次産業）にも業務展開している経営形態を表す。1 次+2 次+3 次=6 次から、6 次産業化と呼ぶ。